大分市まちづくり自治基本条例の規定に基づく取組一覧

| 章 | 条文 | いつ | 「何を」「どうした」(進捗内容) | 担当課 | 成果・課題 | 今後の取組の方向性 |
|-----|---|--------|--|------------------|--|---|
| | (総合計画) 第11条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。 2 総合計画は、市民の参画の機会を経て策定されなければならない。 3 市は、総合計画の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。 | 令和元年度 | 総合計画基本計画が目標年度を迎えたことから、令和6年度を目標年度とする 第2次基本計画を策定した。 | 企画課 行政改革推進室 | ・市民からご意見をいただき、議会の議決を経て第2次基本計画を策定した。 ・庁内の内部評価だけでなく、外部有識者からなる「大分市行政評価・行政改革推進委員会」で施策目標の達成度等に対する意見を聴くことで進捗管理を適切に行っている。 | 第2次基本計画に係る行政評価が令和3年度より本格的に始 まることから、各種目標の達成に向け、行政評価を通じた評 価検証を行っていく。 |
| | (財政運営) 第12条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算 を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなけれ ばならない。 | 毎年度 | 毎年度、向こう5年間の財政収支の見通しを試算しており、これを踏まえた 上、中長期的な視点に立った予算編成を行い、安定した財政運営に努めてき た。 | 財政課 | 財政収支の中期見通しなど、財務状況等をより正確に把握する中、限られた財源を効率的・効果的に活用し、健全な財政 運営に努めてきた。しかしながら、令和3年度は、市税の大幅 な減収が見込まれる中、感染症対策に引き続き取り組む必要 があり、今後は、社会保障関係費や公共施設の維持管理・更 新経費への対応などを考慮すると、厳しい財政運営を強いら れる状況が予想されている。 | 引き続き行政改革など財政健全化に向けた取組を推進し、将 来にわたって質の高い行政サービスが提供できるよう持続可 能で安定的な財政運営を行っていく。 |
| | | 平成30年度 | 犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的に、大分市犯罪被害者等支援条例を平成30年10月1日に施行した。 | 生活安全・男女 共同参画課 | | |
| 第4章 | | 平成30年度 | 介護保険法の改正により、「介護医療院」が新たに法定化されたため、「大分市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」を 制定し、非常災害対策等に市独自基準を追加した。 | 長寿福祉課 | | |
| | (政策法務) | 平成30年度 | 市民の健康づくりを推進することにより、誰もが健康で安心して暮らせるまちの実現を目指すため、大分市健康づくり推進条例を平成30年12月に制定し、平成31年4月1日から施行した。 | 健康課 | | |
| | 第13条 市長等は、市政の課題に対応した政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めな | 令和元年度 | 法改正により、「社会福祉住居施設」として位置付けられたため、「大分市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、非常災害対策等に市独自基準を追加した。 | 福祉保健課 | 市民生活に密接に関わる福祉・保健・保育、産業振興、まち づくり等に関して、本市独自の条例制定を行いながら必要な 政策を着実に実行してきた。 | 総合計画をはじめとする各種計画の策定及び施設整備等に関 して、広く市民の意見を反映することを目的に、各種検討委 員会等を設置してきた。 |
| | ければならない。 | 令和元年度 | 祝祭の広場について、「集い」、「憩い」、「祝い」の機会を提供することにより、中心市街地の更なる活性化につながる回遊性の向上及び滞留性の確保をはじめ、多くの人々が集える祝祭の演出を行うとともに、魅力ある美しい都市景観の形成に寄与することを目的として祝祭の広場条例を令和元年7月16日に施行した。 | まちなみ企画課 | | |
| | | 令和2年度 | 手話言語の普及及びろう者への理解促進を図るため「大分市こころをつなぐ手話言語条例」を制定した。 | 障害福祉課 | | |
| | | 令和2年度 | 令和2年3月に策定した「大分市立認定こども園設置計画」に基づき、市立幼稚園と市立保育所の一体化により市立の幼保連携型認定こども園を設置するために必要な事項を定めた「大分市立認定こども園条例」を令和3年4月1日に施行した。 | 保育・幼児教育 課 | | |

| 章 | 条文 | いつ | 「何を」「どうした」(進捗内容) | 担当課 | 成果・課題 | 今後の取組の方向性 |
|--------|--|-----------------------------|--|--------------------------|--|---|
| | | 概ね毎年度 | 大分市地域防災計画の改訂において、防災関係機関の職員や外部有識者、市職 員などから構成される大分市防災会議を開催した。 | 防災危機管理課 | | |
| | | 毎年度 | 大分市公共施設マネジメント推進委員会を設置し大分市公共施設等総合管理計画の策定・改訂および計画の進行管理に関することについて検討を行っている。 | 企画課 公共施設マネジ メント推進室 | | |
| | | 毎年度 | 「大分市情報化推進計画」に関する外部委員会として、学識経験者、関係団体、市民で構成する「大分市地域情報化推進委員会」を設置しており、毎年計画の進捗状況を報告し意見を反映するとともに、次期計画の策定時には、本委員会において検討を行っている。 | 情報政策課 ICT推進室 | | |
| | | 平成29年度 | 広域6市(大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市)広域処理を行うごみ処理施設整備(新環境センター)のため外部有識者等で構成する「一般廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会」を設置した。※公共施設の建設計画のため、パブリックコメントは実施していない。 | 清掃施設課 | | |
| | | 平成29年度、 平成30年度、 令和2年度 | 大分市既成宅地防災工事等助成要綱に基づき、個人が行うがけ地の防災工事に対して、助成対象となるか等の判定を行う「大分市既成宅地防災工事等助成検討委員会」を4回開催した。 | 河川・みなと振興課 | | |
| | | 平成29年度~ 令和2年度 | 「大分市都市計画マスタープラン」改定に伴う基本方針等に関するパブリック コメントを実施した(計8件・意見数計69件) | 都市計画課 | | |
| | | 平成29年度~ 令和2年度 | 行政機関と学識経験者、住民の代表などにより構成され、市が決定する都市計画等について調査・審議を行う「大分市都市計画審議会」を実施した。 | 都市計画課 | | |
| | | 平成29年度 | JR九州が行う「平成30年3月のダイヤの見直し」について市民意見を募集した。 (意見数186件) | 都市交通対策課 | | |
| | | 平成30年度~ 令和2年度 | 大分市スポーツ推進計画策定のために学識経験者や関係機関および団体の代表者からなる「第8期大分市スポーツ推進審議会」を設置した。 | スポーツ振興課 | | |
| 73 7 7 | (条例の制定等の手続) 第14条 市長は、市政に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるよう努めなければならない。 | 平成30年度 | 大分市犯罪被害者等支援条例の立案に関するパブリックコメントを実施した。 (意見数7件) | 土 同 参 而 理 | 条例の制定や各種計画の策定等にあたっては、外部検討委員 会などの市民参画組織の設置やパブリックコメント手続きを 行い、各界各層の市民の意見を適切に反映してきた。 | 今後も条例の制定等、行政運営に係る重要な政策の立案等を 行う際には、広く市民の意見を聴くため、市民参画組織の設 置やパブリックコメント等を行っていく。 |
| | ANCE SUBSTITUTE & SUCCESSION OF SUCCESSION O | 平成30年度 | 大分市緑の基本計画改定に当たり、パブリックコメントを実施した(意見数1 3件) | 公園緑地課 | | |
| | | 令和元年度 | 大分市総合計画第2次基本計画および第2期大分市総合戦略に関するパブリックコメントを実施した。(意見数32件) | 企画課 行政改革推進室 | | |
| | | 令和元年度 | 大分市バリアフリーマスタープラン及び大分市バリアフリー基本構想(大分駅周辺地区、鶴崎駅周辺地区)の策定にあたり、パブリックコメントを実施した。(意見数17件) | | | |
| | | 令和元年度 | 大分市教育ビジョン2017第二期基本計画策定に当たり、パブリックコメントを実施した。 | 教育総務課 | | |
| | | 令和元年度 | 大分市教育ビジョン2017第二期基本計画策定のため、学識経験者や関係機関の代表者からなる「大分市教育ビジョン検討委員会」を設置した。 | 教育総務課 | | |
| | | 令和元年度 | 毎年度、令和元年度施行の大分市消防団ビジョンの取組に対する成果を検証するため、学識経験者や関係機関の代表者等からなる「大分市消防団ビジョン検証委員会」を設置した。 | 消防局総務課 | | |
| | | 令和2年度 | 大分市国土強靭化地域計画の改訂に関するパブリックコメントを実施した(意 見数1件) | 防災危機管理課 | | |
| | | 令和2年度 | 大分市国土強靭化地域計画の改訂のため、学識経験者や防災関係機関の関係者 から構成される「大分市国土強靭化地域計画検討委員会」を設置した。 | 防災危機管理課 | | |
| | | 令和2年度 | 第4次大分市国際化推進計画策定に関するパブリックコメントを実施した(意 見数:2名(3件))。 | 防災危機管理課 | | |
| | | 令和2年度 | 「大分市こころをつなぐ手話言語条例」制定にあたり、パブリックコメントに より様々な意見を聴取した。 | 障害福祉課 | | |

| 章 | 条文 | いつ | 「何を」「どうした」(進捗内容) | 担当課 | 成果・課題 | 今後の取組の方向性 |
|-----|--|------------------|---|----------------|--|--|
| | | 令和2年度 | 大分市産業廃棄物適正処理指導計画の改定のため、学識経験者や関係機関の代表者で構成する「大分市産業廃棄物適正処理指導計画策定等委員会」を開催した。パブリックコメントを実施した。(意見数0件) | 廃棄物対策課 | | |
| | (条例の制定等の手続) 第14条 市長は、市政に関する重要な条例を立案しよ | 令和2年度 | 工場立地法に基づく緑地等の面積率に係る市独自の基準並びに景観・環境に配慮した工場立地の推進に関する方針」に関するパブリックコメントを実施した(意見数14件) | 創業経営支援課 | - - - - - -会などの市民参画組織の設置やパブリックコメント手続きを | 今後も条例の制定等、行政運営に係る重要な政策の立案等を |
| | うとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を 反映させるよう努めなければならない。 | 令和2年度 | 第2次大分市農林水産業振興基本計画策定に当たり、学識経験者や関係機関の 代表者等からなる「大分市農林水産業振興基本計画策定委員会」を設置した。 | 農政課 | 行い、各界各層の市民の意見を適切に反映してきた。 | 置やパブリックコメント等を行っていく。 |
| | | 令和2年度 | 令和4年度施行予定の消防局基本計画の改定に向け、学識経験者や関係機関の 代表者等からなる「大分市消防局基本計画検討委員会」を設置した。 | 消防局総務課 | | |
| | (行政評価) 第15条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。 | 毎年度 | 【市長部局】行政内部での行政評価を実施するとともに、市民参画の外部行政 評価委員会による外部評価を公開で行い、その結果を公表した上で、次年度の 予算に反映させた。 | 企画課 行政改革推進室 | ・市長部局においては、令和2年度より、行政改革推進委員会と外部行政評価委員会の組織を統合し、より広範な視点からの意見を取り入れられるよう組織を改編し、併せて、当該委員会においては市長をはじめとした関係幹部職員が参画することで、より市政に反映できる体制とした。 -・上下水道局においては、内部評価だけでなく、外部有識者となる。 | ・市長部局においては、委員の意見はもとより、内部における行政評価の過程においても、昨今の社会情勢等を勘案した、より効率的かつ効果的な行政運営を図るよう取り組みを進める。 |
| | 立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。 2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民 に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直し を行わなければならない。 | 毎年度 | 【上下水道局】上下水道事業の主要指標と大分市上下水道事業経営戦略の取組み項目の進捗状況を評価する経営診断を実施している。内部評価に対して、外部委員で構成する経営評価委員会からの外部評価を受けたうえで、その診断結果を市民に公表している。 | 上下水道局 | ・上下水道局においては、内部評価だけでなく、外部有識者からなる「経営評価委員会」で施策目標の達成度等に対する意見を聴くことで進捗管理を適切に行っている。令和2年度の経営評価委員会で出た意見を踏まえ、経営診断の評価区分の見直しや補助金ごとの評価を実施することにした。 | ・上下水道局においては、引き続き、上下水道事業の主要指標と経営戦略の取組項目の進捗状況の評価を行っていく。 |
| | (行政手続) 第16条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導等に関する手続を明らかにするものとする。 | 令和元年度 | 行政手続条例に基づき、祝祭の広場の利用の禁止又は制限の処分基準、行為の 許可等の審査基準を定めた。 | まちなみ企画課 | 本市では、平成8年に施行された「大分市行政手続条例」において、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ってきたところである。この行政手続条例に基づき、条例よりも詳細な処分基準・審査基準を定め、適正かつ円滑に事務の執行を行ってきた。 | 今後も社会情勢等の必要に応じて、適宜策定・改定を行い、 公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ってい く。 |
| 第4章 | (情報公開) 第17条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。 | 毎年度 | 大分市情報公開条例に基づき、平成29年度677件、平成30年度605件、令和元年度530件、令和2年度484件(合計2,296件)の情報公開を行った。 | 総務課 情報公開室 | る情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責 務を果たしてきたところである。 | るとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で |
| | | 毎年度 | 個人情報保護制度に関する啓発を市報、ホームページへの掲載やリーフレット の配布により行った。また、新任職員等を対象に個人情報の収集や管理等に関 する研修を実施した。 | 総務課 情報公開室 | | |
| | | 毎年度 | 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)ナショナルサイバートレーニングセンターが実施する、実践的サイバー防御演習「CYDER」に参加した。 | 情報政策課 | | |
| | | 毎年度 | 年代別研修時などに、業務上必要な情報セキュリティ研修を実施した。 | 情報政策課 | - | |
| | | 毎年度 | 情報セキュリティ責任者、OAリーダー、庶務担当者などに、業務上必要な情報 セキュリティ研修を実施した。 | 情報政策課 | _ | |
| | (個人情報の保護) 第18条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の | 毎年度 | 職員を対象に、情報セキュリティに関する研修を行った。 | 上下水道局 総務課 | 本市では、平成15年に施行された「大分市個人情報保護条例」において、個人情報の適正な取扱いに関し基本的事項を 定め、市政の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を 保護してきたところである。 | 今後も本条に基づき、個人情報の適正な取り扱いや職員のセ キュリティ意識・情報モラルの維持向上に努め、市政の適正 |
| | 適正な運営に資(し)するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。 | 平成30年度~ 令和2年度 | ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) と呼ばれる情報セキュリティを管理する仕組みの構築を行った。 | 情報政策課 | 保護してこんごこうである。 29年度以降においても、職員に対する個人情報保護や情報 セキュリティに関する研修や訓練等を着実に行い、職員のセ キュリティ意識の維持向上を図ってきたところである。 | かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護する。 |
| | | 平成30年度~ 令和元年度 | 職員ポータル・グループウェア・財務会計システム・全庁ネットワーク・文書 管理システムの5システムについて、情報セキュリティ外部監査を実施した。 | 情報政策課 | | |
| | | 平成30年度~ 令和2年度 | 情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応するため、緊急即応チームとして、大分市CSIRTを設置した。 | 情報政策課 | | |
| | | 令和元年度 | 平成30年9月に国のガイドラインが改定されたことに伴い、「大分市情報セキュリティポリシー」の改正を行った。 | 情報政策課 | | |
| | | 令和元年度~ 令和2年度 | 「ラグビーワールドカップ2019」の開催に備え、大分県警察とのサイバー 攻撃緊急対応共同訓練を実施した。令和2年度も引き続き共同訓練を実施し た。 | 情報政策課 | | |

| 章 | 条文 | いつ | 「何を」「どうした」(進捗内容) | 担当課 | 成果・課題 | 今後の取組の方向性 |
|-----|--|------------------|---|-----------------------|---|---|
| | | 毎年度 | 行政不服審査法による審査請求に対して、行政不服審査会を平成30年度は6回、令和元年度は5回、令和2年度は2回開催し審議した。 | 総務課 情報公開室 | | |
| | | 毎年度 | 市民相談室では、市民から寄せられる多種多様な相談の聞き取りを行い、解決 方法に役立つ情報提供や、専門相談・関係機関の紹介など、速やかに対応して いる。その中で、行政運営に関するご意見等については、適切に担当課に繋い でいる。 | 広聴広報課 | | |
| | | 毎年度 | 福祉事務所長処分について、市民から審査請求(平成30年度1件、令和元年度3件)に対し審査庁として対応した。 | 子ども企画課 | | |
| | | 毎年度 | 市民から寄せられた水道事業の運営に対する要望・苦情に対して解消に向けて 対応を行った。 (水道関係課) | 上下水道局 総務課 | | |
| | (権利保護及び苦情対応) 第19条 市長等は、行政運営における市民の権利利益 | 毎年度 | 市民から寄せられた下水道事業の運営に対する要望・苦情に対して解消に向けて対応を行った。 (下水道関係課) | 上下水道局 総務課 | ・ - - - - - - - - - - - - - | |
| | を擁護するため、必要な措置を講ずるものとする。 2 市長等は、行政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じ | 毎年度 | 上下水道局発注の建設工事に係る下請負人から寄せられる苦情(元請とのトラブル)について、関係者の聴き取りを行い必要な助言を行った。 | 上下水道局 総務課 契約監理室 | | 今後も、行政不服審査法に基づき市民の権利利益の救済を図るとともに、市民からの苦情等、様々な市民ニーズに的確に対応していく。 |
| | なければならない。 | 平成29年度、 令和元年度 | 行政不服審査法による不服申し立て5件(平成29年度2件、令和元年度3件)に対して対応を行った。 | 税制課 | | |
| | | 平成29年度~ 令和2年度 | 行政不服審査法による不服申し立てについて審査庁として5件の対応を行った。 | 市民協働推進課 | | |
| | | 平成29年度~ 令和2年度 | 行政不服審査法による審査請求に対し、弁明書の提出等、随時対応している。 | 生活福祉課 | | |
| | | 平成29年度 | 福祉事務所長が行った「生活保護費費用返還請求決定処分」に審査請求があったため対応した。 | 福祉保健課 | | |
| 第4章 | | 平成31年度 | これまで職員が行ってきた様々な業務のうち、水道維持管理課中央担当班エリアにおける水道に対する苦情や相談、漏水時の対応業務を民間委託した。 | 上下水道局 水道維持管理課 | | |
| | | 毎年度 | 地域や企業で活動する防災士について、養成事業を実施するとともに、防災士 の連携強化を目的として、校区単位での防災士協議会の結成を働き掛けた。 | 防災危機管理課 | | |
| | | 毎年度 | 「大分市地域防災計画」、「大分市国民保護計画」、「大分市業務継続計画」、「大分市災害時受援計画」、「大分市国土強靭化地域計画」を定め、必要に応じて改訂を行っている。 | 防災危機管理課 | | |
| | | 毎年度 | 地域の企業や団体と災害時応援協定を締結し、災害対応力の強化を図った。 | 防災危機管理課 | | |
| | | 毎年度 | 「情報システム部門における業務継続計画(ICT-BCP)」を作成し、必要に応じ見直しを行っている。 | 情報政策課 | | |
| | (危機管理体制の整備等) 第20条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、 | 毎年度 | 自治会や自主防災組織等の要請により、給水訓練等のための職員を派遣してい る。 | 上下水道局 総務課 | ・ 防災士の養成や各種計画の改訂、関係機関との協定締結、訓 | 今後も引き続き、あらゆる場面を想定した危機管理を行い、 市民の日常生活の安全を確保していく。また、新型コロナウ |
| | 市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとする。 | 毎年度 | 水道施設、水道管路、下水道施設及び下水道管路の耐震化を進めている。また令和2年度に森岡山配水池に緊急遮断弁を整備した。(緊急遮断弁・・・震度 5強以上の地震が発生した場合に自動的に配水池からの水の供出を遮断し、供給用水を配水池内に確保するもの) | 上下水道局 | 様の実施等により、危機管理体制の強化が図られた。また、 新型コロナウイルス感染症に関しては、庁内の体制整備を行い、市が一体となって各種取組を進めている。 | イルス感染症に関しては、「コロナウイルスに関連する重篤 |
| | | 毎年度 | 浸水対策として、雨水管渠及び雨水排水ポンプ場を整備している。 | 上下水道局 総務課 | | |
| | - | 平成29年度~ 令和2年度 | 市より避難情報が発令された場合や、自宅損害等の被害が発生し、避難生活が 長期化した際などに、指定避難所では避難生活が困難な高齢者や障がいのある 方などが避難所生活を送るための場所(福祉避難所)の確保に努めている。 | 長寿福祉課 | | |
| | | 平成30年度 | 市内125カ所の指定避難所を応急給水拠点として指定した。そのうち小中学校23か所の受水槽を改修し、受水槽から給水できるようにした。 | 上下水道局 総務課 | | |
| | | 令和2年度 | 職員や近隣の自主防災組織を対象とした「新型コロナウイルス感染症対策」を 講じた避難所開設・運営訓練を実施するとともに、各指定避難所へマスクや消 毒液などの感染症対策物資を配備した。 | 福祉保健課 | | |

| 章 | 条文 | いつ | 「何を」「どうした」(進捗内容) | 担当課 | 成果・課題 | 今後の取組の方向性 |
|-----|---|-----------------------------|--|-----------------|--|---|
| | (危機管理体制の整備等) 第20条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、 市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危 | 令和2年度 | 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、住まいの確保が困難になった方に対して、一時的に使用できる市営住宅の改修を行った。 | | 防災士の養成や各種計画の改訂、関係機関との協定締結、訓練の実施等により、危機管理体制の強化が図られた。また、 | イルス感染症に関しては、「コロナウイルスに関連する重篤 |
| | 機管理体制を整備するとともに、その対応に当たって は、市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとす る。 | 適宜 | 災害支援に関する協定を関係団体等と締結した。 | 上下水道局 総務課 | 新型コロデリイルス感染症に関しては、庁内の体制整備を行い、市が一体となって各種取組を進めている。 | 者を出さないこと」「コロナウイルスの影響により市内の企業が倒産することがないこと」を目指し、必要な対策を迅速に行っていく。 |
| | | 毎年度 | 総合的かつ効率的な視点に立ち、常にその在り方を見直し、新たな行政課題や 市民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、時代の変化に柔軟に対応する ことができるよう機構改革を行った。 | 人事課 | | |
| | | 平成29年度~ | 大分市観光戦略プランの推進を図るため、「大分市観光戦略プラン庁内推進委 員会」を設置した | 観光課 | - | |
| | | 平成30年度 | 少子高齢化の進展や将来の財政運営に鑑み、組織統合による共通業務の一元化 や受付窓口の一本化等による市民サービスの向上を図るとともに、上下水道部 門の相互連携による災害時の危機管理体制の強化や経営基盤の強化を目的とし て組織を統合し、上下水道局を設置した。 | 上下水道局 総務課 | | |
| | | 平成30年度~ 令和2年度 | スポーツ推進計画策定のため、「第2期大分市スポーツ振興基本計画策定庁内 検討委員会」を設置した。 | スポーツ振興課 | | |
| 第4章 | | 平成30年度~ 令和2年度 | 高崎山の活用や、魅力ある高崎山の実現に向けた対策等を総合的に検討するため、「高崎山振興戦略会議」を設置した。 | 観光課 | | |
| | (行政組織の編成) 第21条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ 効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うと ともに、組織の横断的な調整を図るものとする。 | 令和2年度 | 本市における障がい者の社会参加の促進等を目的として実施する大分市ノーマ ライゼーション推進事業に関し、必要な事項を検討するため「大分市ノーマラ イゼーション推進事業庁内検討委員会」を設置した。 | スポーツ振興課 | | おたな行政鉄道や市民ニースに近速からが確に対応すること もに、時代の変化に柔軟に対応することができるよう機構改 |
| | | 令和2年度 | 事業者が実施する再生可能エネルギー発電設備の設置事業及び再生可能エネルギー発電設備による発電事業について、関係課等が情報を共有し、事業者に対する指導等を検討するため、「再生可能エネルギー発電設備の設置事業等に関する庁内連絡会議」を設置した。 | 環境対策課 | | |
| | | 令和2年度 | 令和6年度運用開始予定の大分市西部海岸地区・憩い交流拠点施設整備事業の 調整及び推進を行うため、プロジェクトチーム設置要綱を制定した。 | おおいた魅力発信局 | | |
| | | 令和2年度 | 令和8年度を目標とする第2次大分市農林水産業振興基本計画の策定に向け、 策定作業の事務分担を行うため、農林水産部各課の担当者からなる作業部会を 設置した。 | 農政課 | | |
| | | 令和2年度 | 令和6年4月1日開校予定の(仮称)大在東小学校の新設に向け、入札公告に 係る資料(案)の作成等を行うため、各部局の担当者からなる(仮称)大在東 小学校施設整備事業に係るDB事業推進プロジェクトチームを設置した。 | 学校施設課 | | |
| | | 令和2年度 | 令和4年度施行予定の消防局基本計画の改定に向け、新計画の素案を作成する ため、市関係課14課から構成される「大分市消防局基本計画庁内検討委員 会」を設置した。 | 消防局総務課 | | |
| | | 毎年度 | インターネットを通じて、地域の身近な情報を発信し、地域活動を活性化する ことを目的として、各地域の校区公民館や市民団体等が情報発信を行う地域コ ミュニティネットサイトの運用を行っている。 | 情報政策課 ICT推進室 | | |
| | (市民参画) 第22条 本市は、市民がまちづくりに参画する機会を | 毎年度 | 市民に「市民活動」と「税金の使い道」に関心を持ってもらい、市民活動への参加を通じて、市民との協働によるまちづくりの推進を図るとともに、市内で活動する市民活動団体の活動を支援するため、個人市民税の1%相当額を補助金として交付する「あなたが支える市民活動応援事業」を実施した。 | | | 一様も引き続き、地域まらりくりとションフォロードック会 |
| 第5章 | 確保する。 2 市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組 みを整備するとともに、その周知を図るものとする。 | 平成29年度、 平成30年度 | 祝祭の広場の設計候補者公開プレゼンテーションの開催や設計段階での市民意 見交換会を行い、市民参画による事業推進を行った。 | | | |
| | | 平成29年度、 平成30年度、 令和元年度 | 鉄道残存敷の地元説明会を実施し、整備方針や基本計画の策定等を行うための 意見交換をした。 | まちなみ企画課 | | |

| 章 | 条文 | いつ | 「何を」「どうした」(進捗内容) | 担当課 | 成果・課題 | 今後の取組の方向性 |
|-----|--|-----------------------------------|---|--------------|--|--|
| | (市民参画) 第22条 本市は、市民がまちづくりに参画する機会を | 平成29年度 | 地域の活力維持・増進を図るため、市内13地域に各地域の代表者で構成する「地域ビジョン会議」を平成29年5月に設置し、地域の現状や課題などを議論していただく中で地域の将来像をまとめた「地域まちづくりビジョン」を平成30年7月に提言として受けた。令和元年度からは、ビジョンの具現化に向けて地域と行政が意見交換を行う「地域まちづくりビジョンフォローアップ会議」を開催している。 | 市民協働推進課 | 地域まちづくりビジョンフォローアップ会議を通じた地域と 行政の意見交換や、「あなたが支える市民活動応援事業」、 | 演奏の記録の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表 |
| | 37と2人 (本) は、 (では) は、 | 平成30年度、 令和2年度 ※2年毎に1回委 嘱 | 市民の清掃思想の高揚及び清掃事業の円滑な運営を図るため、各自治会ごとに クリーン推進員を配置し、正しいごみの分別について啓発にあたってもらって いる。 | 清掃業務課 | 各種施策に関する住民説明会等を実施することで、市民がまちづくりに参画できるようにするための体制づくりに努めてきた。 | |
| | | 令和2年度 | 「大分市都市計画マスタープラン」の改定に伴う住民説明会を実施し、地区別 構想策定のため、住民意向の確認等を行った。 | 都市計画課 | | |
| | | 毎年度 | 地域コミュニティの活性化や地域課題の解決を図ることを目的に、市内の各地区・校区の地域住民が主体的に考え、市との協働で取り組む「地域まちづくり活性化事業」を実施した。 | 市民協働推進課 | | |
| | | 毎年度 | 「ご近所の底力再生事業」において、自治会が自主的、積極的に取り組む地域の課題解決やふれあいの場づくりに取り組む事業へ助成金を交付することを通じ、自治会内の交流や連帯感を深め、地域コミュニティの醸成を図った。 | 市民協働推進課 | | |
| | | 毎年度 | 地域におけるまちづくりの主体となっている自治会が、個々の地域特性に応じたまちづくりをより一層推進するため、各地区・校区の自治会連合会組織に対し、運営費等の支援を行った。 | 市民協働推進課 | | 今後も継続して各事業を実施することで、地域住民の活動に 対する更なる意識の醸成を図り、市民との協働のまちづくり を推進する。 |
| | | 毎年度 | 団体や地域住民の活動に対する意識の更なる醸成と、市民協働による住み良いまちづくりを推進することを目的として、NPO法人・ボランティア団体・事業者等が行っている、住み良いまちづくりのための取り組みで、他の模範となる優秀なものを「協働のまちづくり大賞事業」において表彰した。 | 市民協働推進課 | 「地域まちづくり活性化事業」や「ご近所の底力再生事業」 「地域ふれあいサロン事業」等を通じて、自治会等が主体的 に取り組む地域の課題解決やふれあいの場づくりへの事業を 支援することで、地域の交流・連帯感が深まり、自主的・自 | |
| 第5章 | | 毎年度 | 特定外来生物対策事業として、大分市アライグマ防除実施計画に基づき、市民 ヘアライグマの基本的な知識等の普及啓発や捕獲従事者の養成を行うととも に、市民や関係団体等と協働して、モニタリングや捕獲等を行っている。 | 環境対策課 | | |
| | (協働の推進) | 毎年度 | 公園の除草や清掃等の美化活動を「大分市街区公園愛護会」として結成された 団体が行い、その活動に応じて報償金を交付した。 | 公園緑地課 | | |
| | 第23条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。 2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。 | 毎年度 | 保護者や地域住民等の意向を反映する学校評議員制度を一歩進め、学校運営に 必要な支援等を協議する学校運営協議会制度を導入し、保護者や地域住民の学 校運営への支援及び協力を促進するとともに子どもの豊かな学びと育ちを創造 する。 | 学校教育課 | | |
| | | 毎年度 | 地域の団体等が放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して子どもに様々な 体験活動や学習の機会を定期的かつ継続的に提供している。 | 社会教育課 | | |
| | | 平成29年度~ 令和2年度 | 「地域ふれあいサロン事業」 公民館等身近な場所で、地域に住む高齢者が、気軽に、楽しく参加できる「交流・ふれあいの場」であり、地域のボランティアなどの協力を得て運営している。高齢者の閉じこもりを防ぎ、地域でいきいき元気に暮らすための仲間づくり、健康づくりを進める活動である。 | | | |
| | | 平成29年度 | 水素エネルギー導入推進事業として、平成29年9月に「大分市水素利活用計画」を策定し、「大分市水素利活用協議会」で協議する中で、各種事業を実施している。 | 環境対策課 | | |
| | | 平成29年度~ 令和2年度 | ふるさと団地元気創造推進事業で、行政と住民協働で住民ワークショップや団 地活性化の取組を実施。 | 住宅課 | | |
| | | 平成29年度~ 令和2年度 | 「大分市河川、道路等草刈ボランティア実施団体」として登録された団体が市 道沿線及び本市が管理する河川の草刈りを実施した際に、その面積に応じて年 2回を限度に報償金(8円/平米)を支払った。 | 道路維持課 河川課 | | |
| | | 令和元年度 | クリーン推進員がさらなる清掃事業の円滑な推進に協力をいただけるよう、大 分市クリーン推進員設置要綱の一部を改正し、より市民参画を得ることができ た。 | 清掃業務課 | | |

| 章 | 条文 | いつ | 「何を」「どうした」(進捗内容) | 担当課 | 成果・課題 | 今後の取組の方向性 |
|-----|---|-----------------------------|---|------------------|--|---|
| | | 毎年度 | 市のホームページから市民サービスの向上につながる施策や大分市の活性化にかかわるもの、市政運営の改善等に役立つアイデア提案を受け付けている。 (平成29年度3件、令和元年度15件、令和2年度15件) | 企画課 行政改革推進室 | | |
| | | 毎年度 | ふれあい市長室を実施し、各種団体や地域で意見交換を行った。 (対象)平成29~30年度:高校、大学等 令和元年度:地域まちづくりビジョンの13地域 令和2年度:地域まちづくりビジョンにおいて地域活動を行う団体 | 広聴広報課 | | |
| | | 毎年度 | まちづくり出張教室を188件実施し、「災害に強いまちづくり」「介護予防」など市が進める各種事業や施策の説明などを行った。 | 広聴広報課 | | 今後も引き続きふれあい市長室等を通じて、市民からの意見 |
| | (市民提案) 第24条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映 さるための制度の拡充に努めなければならない。 | 毎年度 | 公共施設の見学に係る補助を57件実施。「ななせダム」「南蛮BVNGO交流館」など多くの施設を見学していただき、施設の役割等の説明を行った。 | 広聴広報課 | し意見交換を行う中で、市民と相互理解を深めることができ | を聴く機会を設けていく。また、市報やチラシ等でさらにま ちづくり出張教室等を周知し、また参加者の意見集約に努 め、継続実施していく。 |
| | 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。 | 平成29年度、 平成30年度、 令和元年度 | 鉄道残存敷の整備方針や基本計画の策定等を行うため、地元説明会を実施し た。 | まちなみ企画課 | た。 | 提言等の反映に努め、地元の理解を得ながら事業を進めていく。 |
| | | 令和元年度、 令和2年度 | 作成した洪水ハザードマップの説明会を17回行った | 河川・みなと振 興課 | | |
| | | 令和2年度 | 「戸次地区防災拠点施設整備事業」に関し、地元説明会を実施した。 | 防災危機管理課 | | |
| | | 令和2年度 | 令和9年度に新たな清掃工場の供用開始を目指す新環境センター整備事業について、進捗状況を報告し、理解を深めていただくことを目的に「新環境センターニュース」を発行した。 | 清掃施設課 | | |
| 第5章 | | 毎年度 | パブリックコメント制度の適正な活用やその運用方法、市民等の意見が出やすい環境づくり等について全課へ周知した。また、制度を広く市民に周知するため、市報やホームページ、記者発表などにより広報を行った。 | 広聴広報課 | | 計画・条例等(素案)を立案する過程で、市民への説明責任 を果たすとともに、市民の市政への参画を促し、公正で開か |
| | | 平成29年度 | 第3期大分市食育推進計画に関する大分市民の「食」に関する意識調査およびパブリックコメントを実施した。 | 健康課 | | |
| | | 平成29年度 | 大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針策定に当たり、パブリックコメント を実施した。(意見数34件) | 子ども企画課 | | |
| | (市民意見の聴取) | 平成29年度 | 第3期大分市中心市街地活性化基本計画策定に関するパブリックコメントを実施した。(意見数15件) | 商工労政課 | | |
| | 第25条 市長等は、重要な政策等の立案に当たっては、市民から意見を公募する手続(以下「パブリックコメント手続」という。)を実施し、広く市民の意見を求 | 平成29年度~ 令和2年度 | 「大分市都市計画マスタープラン」改定に伴う基本方針等に関するパブリック コメントを実施した(計8件・意見数計69件) | 都市計画課 | | |
| | めなければならない。 2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければな | 平成29年度 | JR九州が行う「平成30年3月のダイヤの見直し」について市民意見を募集した。 (意見186件) | 都市交通対策課 | 各施策の検証にあたっては、パブリックコメント等を実施するなど、本条に基づき、あらゆる機会を利用して市民意見等の聴取を行ってきた。 | れた市政を推進するため、パブリックコメントの適正な活用 を図る。一方で、パブリックコメントの意見件数が少ないも のもあり、周知の方法についての課題が残っている。そのた |
| | らない。 3 市長等は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会 を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければな らない。 | 平成30年度 | 大分市スポーツ推進計画策定に伴い「大分市民のスポーツに関するアンケート 調査」を実施した。 | スポーツ振興課 | | め、制度の効果的な周知について、検討を進めていく必要が ある。 |
| | J 64.0 | 平成30年度 | 大分市犯罪被害者等支援条例の立案に関するパブリックコメントを実施した。 (意見数7件) | 生活安全・男女 共同参画課 | | |
| | | 平成30年度 | 「第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、パブリックコメントを実施した。 | 福祉保健課 | | |
| | | 平成30年度 | 子どもの生活環境や家庭の実態を把握し、分析することにより、大分市の課題 や特性を踏まえた子どもの貧困にかかる基礎資料とすることを目的にアンケー ト調査を行った。(回答数10,565件) | 子ども企画課 | | |
| | | 平成30年度 | 第2期すくすく大分っ子プラン策定に当たり、ニーズ量の把握および目標策定 等の資料とするためにアンケート調査を行った。(回答数6,328件) | 子ども企画課 | | |
| | | 平成30年度 | 大分市幼児教育・保育振興計画策定に当たり、パブリックコメントを実施した。 (意見数7件) | 子ども企画課 | | |

| 章 | 条文 | いつ | 「何を」「どうした」(進捗内容) | 担当課 | 成果・課題 | 今後の取組の方向性 |
|-----|---|-----------|---|--------------------------|---------|---|
| | | 平成30年度 | 洪水ハザードマップの原案説明会を5回行った | 河川・みなと振 興課 | | |
| | | 平成30年度 | 大分市緑の基本計画改定に当たり、市民アンケート調査及びパブリックコメントを実施した。(意見数13件) | 公園緑地課 | | |
| | | 平成30年度 | 大分市上下水道事業経営戦略に関するパブリックコメントを実施した(意見数 5件) | 上下水道局 経営企画課 | | |
| | | 平成31年度 | 「大分市情報化推進計画」の策定にあたり、計画案に関して市民の意見の反映 を行うため、パブリックコメント、市民アンケートを実施。 | 情報政策課 ICT推進室 | | |
| | | 令和元年度 | 大分市総合計画第2次基本計画および第2期大分市総合戦略に関するパブリッ クコメントを実施した(意見数32件) | 企画課 行政改革推進室 | | |
| | | 令和元年度 | 中心市街地公有地利活用に関する民間アイデア提案についてのアンケート調査 (アンケート応募総数23件) | 企画課 公共施設マネジ メント推進室 | | |
| | | 令和元年度 | 第2次大分市文化・芸術振興計画の策定に関する基礎資料として、大分市文 化・芸術に関するアンケート調査を実施した。(市民3,000人) | 文化振興課 | | |
| | | 令和元年度 | 第2期すくすく大分っ子プラン策定に当たり、パブリックコメントを実施した。 (意見数3件) | 子ども企画課 | | |
| | (市民意見の聴取) | 令和元年度 | 大分市バリアフリーマスタープラン及び大分市バリアフリー基本構想(大分駅 周辺地区、鶴崎駅周辺地区)の策定にあたり、パブリックコメントを実施し た。(意見数17件) | まちなみ企画課 | | 計画・条例等(素案)を立案する過程で、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促し、公正で開かれた市政を推進するため、パブリックコメントの適正な活用を図る。一方で、パブリックコメントの意見件数が少ないものもあり、周知の方法についての課題が残っている。そのため、制度の効果的な周知について、検討を進めていく必要がある。 |
| | 第25条 市長等は、重要な政策等の立案に当たっては、市民から意見を公募する手続(以下「パブリックコメント手続」という。)を実施し、広く市民の意見を求 | 令和元年度 | 「大分市自転車活用推進計画」の策定に関するパブリックコメントを実施した (意見22件)。 | 都市交通対策課 | を果たすとも、 | |
| 第5章 | かなければならない。 ・ 市長等は、パブリックコメント手続を実施したとき は、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行う なともに、その意見に対する考え方を公表しなければな | 令和元年度 | 令和元年度施行の大分市消防団ビジョンに関するパブリックコメントを実施した。 (意見数12件) | 消防局総務課 | | |
| | らない。 3 市長等は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会 を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければな らない。 | 令和2年度 | 大分市国土強靭化地域計画の改訂に関するパブリックコメントを実施した(意 見数1件) | 防災危機管理課 | | |
| | 12,410 | 令和2年度 | 「大分市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するにあたり、パブリックコ メントを実施した。 | 長寿福祉課 | | |
| | | 令和2年度 | 「大分市高齢者福祉計画及び第8期大分市介護保険事業計画」を策定するにあ たり、パブリックコメントを実施した。 | 長寿福祉課 | | |
| | | 令和2年度 | 「大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」改定に係る市民・事業者意 識調査を行うとともに、計画に対するパブリックコメント手続を実施した。 (意識調査対象2,100件・回答1,251件、意見数2件) | 環境対策課 | | |
| | | 令和2年度 | 平成26年11月から実施している「家庭ごみ有料化制度」について、条例に基づく3年ごとの検証を行うため、市民意識調査を行うとともに、制度に対するパブリックコメントを実施した。(意識調査対象4,000件・回答1,616件、意見数2件) | ごみ減量推進課 | | |
| | | 令和2年度 | 大分市産業廃棄物適正処理指導計画の改定に関するパブリックコメントを実施 した。 (意見数 0 件) | 廃棄物対策課 | | |
| | | 令和2年度 | 第2次大分市農林水産業振興基本計画策定にあたり、市民や農林水産業者から 広く意見を聴取するため、市民・農林水産業者意向調査を実施した。(発送 数:約9,000通、回収数:約4,000通) | 農政課 | | |
| | | 令和2年度 | 大分市公営住宅等長寿命化計画(原案) に関するパブリックコメントを実施した(意見数0件) | | | |
| | | 令和2年度 | 「子どもの読書活動推進計画(第四次)」関するパブリックコメントを実施した(意見数5件) | 社会教育課 | | |
| | | 令和2年度 | アートプラザのあり方及び周辺エリア整備基本構想に関するパブリックコメン トを実施した。(意見数39件) | 美術振興課 | | |

| 章 | 条文 | いつ | 「何を」「どうした」(進捗内容) | 担当課 | 成果・課題 | 今後の取組の方向性 |
|------|--|----------------------------|--|----------------------|--------|---|
| | (住民投票) 第26条 市長は、市政に関する重要な事項について、 直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施する ことができるものとする。 2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合 は、その結果を尊重しなければならない。 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別 に条例で定めるものとする。 | | 実績なし | | 実績なし | 実績なし |
| | | 毎年度 | 大分市民図書館条例に基づき設置した「大分市民図書館協議会」において、図 書館運営に関することを審議した。 | 大分市民図書館 | 館 | |
| | | 毎年度 | 上下水道事業の経営全般にわたる課題等について幅広く外部の方々に意見をいただき、客観性のある評価を事業運営に反映させるため、平成30年4月1日から大分市上下水道事業経営評価委員会を設置・運営している。 | 上下水道局 経営企画課 | | |
| | | 平成29年度 | 第3期大分市食育推進計画の策定に関することを審議する「食育推進計画策定 検討委員会」を設置した。 | 健康課 | | |
| | | 平成29年度 | 大分市における幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方について、幅広い分野から意見を聴くために、大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会を設置し、市民を2人選出した。 | 子ども企画課 | | 今後も重要な施策の立案等に当たっては、公募により市民の 幅広い層から必要な人材を選任し、広く市民の意見を聴いて いく。 |
| | (審議会、懇話会等) 第27条 市長等は、法令に基づき設置する審議会等の ほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話 会等を設置するものとする。 2 市長等は、法令等に別段の定めがある場合を除き、 | 平成29年度、 令和元年度 | 大分市子ども・子育て会議条例に基づき、大分市の子ども・子育て支援に関する事項を審議するために、大分市子ども・子育て会議を設置し、平成29年度と令和元年度に委員改選を行い市民公募委員を2人ずつ選出した。 | 子ども企画課 | | |
| 第5章 | | 平成29年度 | 大分市における幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方について、幅広い分野から意見を聴くために、大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会を設置し、市民を2人選出した。 | 子ども企画課 | | |
| 7.00 | | 平成29年度、 令和元年度 ※2年毎改選 | 「地球温暖化対策おおいた市民会議」の委員の公募を行った。 | 環境対策課 | | |
| | 審議会、懇話会等の委員については、見識を有する者を 選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な 人材を選任するよう努めなければならない。 | 平成30年度 | 「第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」を策定するにあた り、公募により委員を募集した。 | 福祉保健課 | | |
| | 3 市長等は、審議会、懇話会等の会議の公開に努めるものとする。 | 平成30年度 | 「第8期大分市スポーツ推進審議会」の設置に伴い、構成委員の一部の一般公 募を行った。 | スポーツ振興課 | - | |
| | | 令和元年度 | | 企画課 行政改革推進室 | - | |
| | | 令和元年度~ 令和2年度 | 第2次大分市文化・芸術振興計画策定委員会を設置した。 | 文化振興課 | - - | |
| | | 令和2年度 | 「大分市行政評価・行政改革推進委員会」設置に伴い、市民委員を公募し、2 名を選出。 | 企画課 行政改革推進室 | | |
| | - | 令和2年度 | 第4次大分市国際化推進計画にかかる策定委員会において一般公募により委員 を募集した(1名)。 | 国際課 | | |
| | | 令和2年度 | 大分市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関することを審議する 「大分市男女共同参画審議会」を設置した。 | 生活安全・男女 共同参画課 | | |
| | | 令和2年度 | 「大分市高齢者福祉計画及び第8期大分市介護保険事業計画」を策定するにあたり、公募により委員を募集した。 | 長寿福祉課 | | |

| 章 | 条文 | いつ | 「何を」「どうした」(進捗内容) | 担当課 | 成果・課題 | 今後の取組の方向性 |
|-----|---|---------------------|--|-----------------|--|--|
| | | 毎年度 | 自主防災組織が行う平常時の防災活動、放送設備の整備に関する経費に対して 補助を行った。また、自主防災組織等で活動する防災士の連携強化を目的とし て結成された防災士協議会の活動費に対して補助を行った。 | 防災危機管理課 | ナナージノロカギ魚ナニルナファルマルゲロルボナーロ・・・ | |
| | (都市内分権) 第28条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図 | 毎年度 | 概ね小学校区単位を活動範囲とする自治会や公民館、民生・児童委員協議会な ど、地域の様々な団体で構成される「まちづくり協議会」に対し、一定の権限 や財源を付与することで、地域自らが主体的に課題解決に取り組み、自主・自 立的なまちづくり活動の促進を図るため「地域づくり交付金事業」を実施し た。 | 防災危機管理課 | 地域がから情味に同かりて行動するとは、地域の海性化が図られている。また、まちづくり協議会を構成する各団体が互いに補完し、原則自由な裁量で活用できる「地域づくり交付金」を有効に活用し、独自事業を積極的に行うなど、地域の自主的かつ自立的なまちづくりの取り組みが促進されている。協議会の設立に至っていない校区においては、校区内の合意形成の難しさや事務局を担う人材の確保などが課題となっている。 自主防災組織等に対しては、補助を行うことで、地域におけ | 都市内分権の取組の一環として、地域のまちづくり団体に対し、既存の補助金等を一括化し、原則自由な裁量で活用できる交付金を交付することで、地域の実情に応じた自主的かつ自立的なまちづくり活動の促進を図るとともに、本事業がよ |
| | るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する 適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組 を推進するものとする。 | 毎年度 | 地域コミュニティの活性化や地域課題の解決を図ることを目的に、市内の各地区・校区の地域住民が主体的に考え、市との協働で取り組む「地域まちづくり活性化事業」を実施した。 | 市民協働推進課 | | り多くの校区で活用されるよう努める。 また、相次いで発生する災害に伴い、自主防災活動の重要性 が再認識されており、今後とも自主防災組織等に対する取組 を継続する必要がある。 |
| | | 毎年度 | 「ご近所の底力再生事業」において、自治会が自主的、積極的に取り組む地域の課題解決やふれあいの場づくりに取り組む事業へ助成金を交付することを通じ、自治会内の交流や連帯感を深め、地域コミュニティの醸成を図った。 | | る自主防災活動の推進が図られた。 | |
| | | 毎年度 | インターネットを通じて、地域の身近な情報を発信し、地域活動を活性化することを目的として、各地域の校区公民館や市民団体等が情報発信を行う地域コミュニティネットサイトの運用を行っている。 | 情報政策課 ICT推進室 | | |
| | | 毎年度 | 都市部から地域活性化に意欲のある人材を積極的に誘致し、これまでにない新たな視点により地域の魅力を引き出し、活性化を目指すとともに、協力隊員の定住を図ることを目的として「地域おこし協力隊事業」を行った。 | 市民協働推進課 | 住民の地域活動への関心を高め、地域の担い手の育成・確保を支援する「地域コミュニティ創造事業」や、これまでにない新たな視点により地域の魅力を引き出し、活性化を目指す…「地域おこし協力隊事業」「ふるさと団地元気創造推進事業」等を通じて地域コミュニティの活性化に取り組んできた | 少子高齢化や人口減少が進む中、「地域づくり」や「まちづくり」を進めていくには、その基盤となる地域コミュニティの持続的な発展が不可欠であるため、引き続き、住民の地域活動への関心を高め、地域を担うリーダーの育成や担い手の確保を支援していく。また、地域コミュニティの拠点施設である校区公民館・自治公民館等の運営費及び施設整備に対する支援を行うことで、 |
| | (地域コミュニティ) 第29条 市長等は、地域コミュニティとの協働により、地域の特性をいかしたまちづくりを推進するものとする。 2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。 3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援 | 毎年度 | 住民の地域活動への関心を高めるとともに、地域の担い手の育成・確保を支援し、地域コミュニティの活性化を図るため、「地域コミュニティ創造事業」を実施。令和2年度は、地域づくりに専門的な講師による講演会の開催や、これまで地域活動に馴染みの薄かった住民を対象に連続講座を行った。 | 市民協働推進課 | | |
| 第6章 | | 毎年度 | 地域コミュニティの拠点施設であるとともに最も身近な避難施設としても重要な役割を果たしている校区公民館・自治公民館等の施設整備において、地元負担を軽減することにより地域活動の活性化を図ることを目的とし、新築・改築・購入・耐震診断・修繕・屋外付帯工事等に対する補助金を交付した。 | 市民協働推進課 | | |
| | をするものとする。 | 毎年度 | 学習活動や地域活動の拠点としての機能を高め、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とし、校区公民館・自治公民館等に対し管理運営費の補助金を交付した。 | 市民協働推進課 | | |
| | | 平成29年度~ 令和2年度 | ふるさと団地元気創造推進事業にて、住民ワークショップを実施し、地域課題 の把握や、まちづくり方向性に関する合意形成を支援。だされた意見に関して は、住民主導のもと実現可能に向けたサポートを実施。 | 住宅課 | | |
| | | ①平成30年度~ ②令和2年度~ | アートレジオン推進事業の一環として、①旧大志生木小学校及び②旧野津原中部小学校の校舎一部をアトリエとして活用するとともに、地域と連携したアートイベントを毎年開催している。 | 文化振興課 | | |
| | | 毎年度 | 学生が地域課題の解決策を考えて提案する大分大学の「地域ブランディング」 授業に参画し、テーマの提供や評価等を行っている。 | 企画課 | | |
| | (連携及び協力) | 毎年度 | 大分県と大分市で今後取り組むべき重要な課題を解決するため、包括的、継続 的に連携する場として知事と大分市長の政策協議を年1回開催した。 | 企画課 | 大分都市広域圏や「愛媛・大分交流市町村連絡会議」等によ | |
| | 第30条 市長等は、まちづくりの課題について、国、 県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努 めるものとする。 2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深 | 毎年度 | 武漢市における大分市の常設窓口として、事務所を設置し、友好都市間の文 化、経済、農業、観光など幅広い分野における交流のサポートを行っている。 | 国際課 | り近隣自治体との連携を図るとともに、知事と大分市長の政策協議を通じた県との連携、「地域ブランディング」授業に参画等を通じた大学との連携、武漢市やポルトガル・アベイロ市、アメリカ・オースチン市等との国際交流などを通じ | 海外自治体等あらゆる主体との相互の特徴を生かした連携を 図ることにより、まちづくりを進める上での課題の解決に努 |
| | めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくり にいかすものとする。 | 平成29年度~ 毎年度 | 連携中枢都市圏構想に基づき、大分県内の7市1町(大分市・別府市・臼杵 市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市・日出町)と31の基本連携項目 について連携協約を締結し、大分都市広域圏を構成した。「圏域全体の経済成 長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能サー ビスの向上」の3分野において、令和2年度までに49の連携事業を実施し、 活力ある社会経済を維持する取組を進めている。 | 企画課 | て、市単独で取り組むことが難しい課題について取組を進め てきた。 | め、行政サービスを効果的・効率的に提供していく。 |

| 章 | 条文 | いつ | 「何を」「どうした」(進捗内容) | 担当課 | 成果・課題 | 今後の取組の方向性 |
|-----|--|------------------------------|--|-------------------|-----------------------------|---|
| | | 平成29年度~ 平成29年度~ 平成30年度 | 兵庫県宝塚市との覚書「きずなづくりの誓い」に基づき、隔年で相互の音楽祭に演奏家を派遣し、文化交流を図っている。 スポーツ交流として、姉妹友好都市であるアメリカ・オースチン市と大分市の両市で開催されているマラソン大会に隔年で選手の相互派遣を行った。 友好都市の中国武漢市と「環境保護局との環境保全に関する交流覚書」、「大分市環境部と武漢市都市管理委員会との循環型社会の形成に関する交流覚書」を平成29年7月に締結し、大気汚染対策等の環境保全とごみの減量やリサイクルにおける相互の交流・協力事業を推進した。 | 文化振興課国際課 | | |
| | | 平成29年度~ 令和2年度 | 「大分都市広域圏推進会議環境部会」において、特定外来生物に関するポスターやパンフレットを作成・配付し、アライグマの防除については、モニタリングカメラの設置や巣箱型わなによる連携した取組を行った。 | 環境対策課 | | |
| | | 平成29年度~ 令和2年度 | 平成31年3月策定の「一般廃棄物処理施設整備計画」に沿って、新環境センター建設整備を進めている。大分都市広域ビジョンに基づき、広域6市(大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市)にて組織する「大分都市広域圏推進会議一般廃棄物処理施設整備部会」にて、連携を図っている。 | 清掃施設課 | | |
| | | 平成29年度~ | 大分都市広域圏における観光振興を図るため、広域観光周遊ルートの造成やその活用等の取り組みを行った。 | 観光課 | | |
| | | 平成29年度~ 令和2年度 | 移住者就労促進事業について、大分都市広域圏と連携して合同企業面接会の実施や都市広域圏の移住ガイドブックの製作を行った。 | おおいた魅力発 信局 | | |
| | (連携及び協力) | 平成29年度~ 令和2年度 | 豊後料理普及PR事業について、大分都市広域圏と連携して域内の食材を活用 して提供される「豊後料理」を提供する店舗の拡大、PRを行った。 | おおいた魅力発 信局 | 大分都市広域圏や「愛媛・大分交流市町村連絡会議」等によ | |
| 第6章 | 第30条 市長等は、まちづくりの課題について、国、 県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努 めるものとする。 2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深 めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくり | 平成29年度~ 令和2年度 | 大都市圏で行われる物産展等への出展や大分市主催の観光物産展の開催について、大分都市広域圏と連携して実施し、物産・食と広域観光情報の発信及び販路拡大に向けた機運の醸成を図った。 | おおいた魅力発信局 | て、市単独で取り組むことが難しい課題について取組を進め | 今後も引き続き、県や周辺自治体はもとより、大学・民間・ 海外自治体等あらゆる主体との相互の特徴を生かした連携を 図ることにより、まちづくりを進める上での課題の解決に努 め、行政サービスを効果的・効率的に提供していく。 |
| | にいかすものとする。 | 平成29年度 | JR九州が行う「スマート・サポート・ステーション」に関する説明会をJR九州と連携して周辺自治会、関係団体、高校、大学等を対象に開催した。(350名参加) | 都市交通対策課 | てきた。 | |
| | | 平成29年度~ 令和2年度 | まちなかアートフルロード推進事業等において、県立美術館と連携し、イベントの実施、県美術館と市美術館の展覧会共通優待券の発行、両館のコレクション展を巡るクイズラリーの実施などを行うことで、アートによるまちなかの回遊性の構築を図った。 | 美術振興課 | | |
| | | 平成30年度 | 姉妹都市であるポルトガル・アベイロ市との姉妹都市提携40周年を記念し、 アベイロ市親善訪問団が来市し、青少年によるサッカー交流試合や歓迎会を実 施した。 | 国際課 | | |
| | | 平成30年度 令和元年度 令和2年度 | 大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町で連携し、大分都市広域圏における資源循環型社会の形成に向けた取組みとして、ごみの減量や分別の推進などの啓発を行うため「資源循環型社会形成担当者会議」を設置した。大分都市広域圏における廃プラスチックの削減及び適正排出に向けた取組として、大分都市広域圏の7市1町で連携し、講師に「さかなクン」氏を招聘し、大分都市広域圏資源循環型社会形成推進事業住民向け講演会を開催した。また、海洋プラスチックごみ問題についての啓発用パンフレット等の作成及び配布を行った。 | | | |
| | | 平成30年度、 令和元年度 | 平成30年度より「大分都市広域圏小中学生交流大会」を実施している。 | 社会教育課 | | |
| | | 平成31年度 | ラグビーワールドカップの大分大会で、フィジーとウルグアイが事前キャンプ、試合を実施することにちなみ、両国より青少年を招待し、試合観戦・市内観光と市内の学生との交流を実施した。 | 国際課 | | |
| | | 令和元年度~ | 「おおいた公共施設案内・予約システム」を導入し、広域圏内7市1町での公 共施設予約が可能となった。 | スポーツ振興課 | | |
| | | 令和元年度 | 大分県を中心に、本市や別府市、交通事業者・商工団体等が参画して『大分県 RWC観光おもてなし本部』を設置し、官民連携による受入環境整備や観戦客 等へのおもてなし等を行うことで、ラグビーワールドカップ2019大分開催 の成功に向けた取組みを行った。 | 観光課 | | |

| 章 | 条文 | いつ | 「何を」「どうした」(進捗内容) | 担当課 | 成果・課題 | 今後の取組の方向性 |
|-----|--|--------|---|--------------------------------|---|---|
| | | 令和元年度~ | 大分都市広域圏サイクリング大会に向けて、民間主導による開催を前提に関係 各市の担当者会議を実施している。 | 都市交通対策課 | | |
| | (連携及び協力) 第30条 市長等は、まちづくりの課題について、国、 県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努 めるものとする。 2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深 めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくり | 令和2年度 | 愛媛県(9市町)、大分県(9市町)の自治体が連携することによって、交流人口の拡大や各地域の魅力向上に取り組むとともに、基礎自治体単独では取り組むことの難しい課題の解決や継続的・安定的な行政サービスを隣県である地域で提供し合うことを目的に、令和2年5月「愛媛・大分交流市町村連絡会議」を設立した。 令和2年度は、対象自治体のトップ会談として首長サミットを開催し、圏域経済の活性化に向けた検討を行うとともに、広報誌の相互掲載により、お互いの地域の魅力発信を行った。 | 企画課 広域連携推進室 | 大分都市広域圏や「愛媛・大分交流市町村連絡会議」等により近隣自治体との連携を図るとともに、知事と大分市長の政策協議を通じた県との連携、「地域ブランディング」授業に参画等を通じた大学との連携、武漢市やポルトガル・アベイロ市、アメリカ・オースチン市等との国際交流などを通じて、市単独で取り組むことが難しい課題について取組を進め | 今後も引き続き、県や周辺自治体はもとより、大学・民間・ 海外自治体等あらゆる主体との相互の特徴を生かした連携を 図ることにより、まちづくりを進める上での課題の解決に努 め、行政サービスを効果的・効率的に提供していく。 |
| | にいかすものとする。 | 令和2年度 | 令和4年度に供用開始予定の「上下水道台帳総合システム(水道管路(管網解析機能付)と下水道管渠のマッピングシステム)」について、県内市町村にこのシステムの共同利用を呼びかけた。 | 上下水道局 経営企画課 | てきた。 | |
| | | 令和2年度 | 下水汚泥燃料化事業の広域化・共同化について、令和6年度供用開始に向け 「大分市下水汚泥燃料化施設の整備・運営に関する確認書」を、県内7自治体 と締結した。 | 上下水道局 経営企画課 下水道施設管理 課 | | |
| | | 令和2年度 | 令和6年度開始予定の消防指令業務の共同運用に向けて、令和2年7月に「大分県域消防指令業務共同運用検討協議会」を設置した。 | 治消防局総務課 | | |
| | | 毎年度 | 外国人の方が大分市で安心・快適に生活するため、大分市公式IPにて、多言語により生活基本情報を掲載しているほか、学校や企業からの要望に応じて、外国語による生活オリエンテーションを実施している。また、災害時には市内在住の外国人や市内に滞在中の訪日観光客等との円滑なコミュニケーションを行うため、コールセンターを用いた24時間対応の通訳サービスを提供している。 | 国際課 | | |
| 第6章 | | 毎年度 | 県内留学生を幼稚園や保育所(園)、こども園等に派遣し、英語を使った歌やゲームを一緒に楽しみながら国際交流を行う「おでかけENGLISH〜留学生と英語で遊ぼう〜」を実施している。 | - 国際課 | | |
| | | 毎年度 | 年に1回、市民の国際化・異文化理解を推進するために、旬なテーマを取り上 げて、国際化・多文化共生講座を開催している。 | 国際課 | | |
| | | 毎年度 | 本市青少年が外国人と交流する機会を創出し、視野を世界に広げ、異なる言語、文化、価値を乗り越えて外国人と関係を構築するためのコミュニケーション能力や協調性、チャレンジ精神、多様性を受け入れる力を身につけることを目的とした事業を実施している。 | 国際課 | | |
| | (多様な文化の尊重等) 第31条 市民、議会及び市長等は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。 | 毎年度 | 世界の文化を体験できるような国際交流イベント、多文化理解イベントなど国際化事業や日本語習得にかかる事業、「やさしい日本語」教室など外国にルーツを持つ人々も暮らしやすいまちづくりのための事業を行う個人や団体に助成金を交付している。 | . □吹≡ | 各種研修や講座・交流・イベント等を通じて人権教育・啓発や市民の国際意識の醸成を促進し、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することのできる社会づくりを進めた。 | 今後も人権教育・啓発の促進や多文化共生を推進し、すべて の市民が地域社会の一員として支え合い、多様な文化や価値 観を尊重しながら、持てる力を最大限に発揮できるまちづく りを目指していく。 |
| | | 毎年度 | 10月6日の「国際協力の日」を含む1か月間(10月)を本市における国際協力啓発月間と位置づけ、期間中に国際関係団体が行うイベント等の周知に努めたり、団体の活動をPRするパネル展示を行うほか、市内の主要な国際関係団体(JICA九州、おおいた国際交流プラザ、大学コンソーシアムおおいた)と協力し、「おおいたワールドフェスタ」を開催している。 | 国際課 | | |
| | | 毎年度 | 市内各所(大型商業施設、旭町文化センター、地区公民館等)において「おおいた人権フェスティバル」を実施し、人権教育・啓発の促進を図った。 | 人権・同和対策 課 社会教育課 | | |
| | | 毎年度 | 夜間の無料講座「おおいたナイトスクール」において、外国の方を対象に、日本語を基礎から学習できる「国際科」を開講し、学習の機会を提供している。 | 社会教育課 | | |
| | | 令和2年度 | 人権啓発センター(ヒューレおおいた)において、特別展を11回、リーダー 養成講座を10回、小・中学校児童生徒対象の体験学習を37回、企業研修を 2回実施し、人権教育・啓発の促進を図った。 | 人権・同和対策 課 | | |